

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：乙部町河川洪水・土砂災害非難マップ)

乙部町には二級河川「姫川」が流れており、姫川が氾濫した場合の浸水想定区域は、北海道の洪水浸水想定区域の指定・公表(H31.3)によると、国道229号沿線の中心市街地は、ほぼ浸水想定区域に含まれていない。

また、他の地域においても、中小河川が各部落にあるものの、洪水浸水想定は示されていないため、地域内の小規模事業者は、現在、水害のリスクは想定されない。



(出典：乙部町防災ハンドブック)

(土砂災害：乙部町地域防災計画)

乙部町内には、土砂災害危険箇所(地すべり、急傾斜地崩壊、土石流危険渓流)が62箇所ある。中でも国道229号線沿いの滝瀬・元町地区をはじめ町内全域に広がっており、特に豊浜地区全域が警戒区域であることから、対策が必要である。

地 区	想定土砂災害区分	小規模事業者数 (独自データ)
滝瀬地区	土石流警戒区域	8
元町地区	土石流警戒・急傾斜地崩壊特別区域	21
緑町地区		54
館浦地区	土石流警戒・急傾斜地崩壊特別区域	26
姫川・旭岱・富岡地区		11
鳥山地区	土石流警戒・急傾斜地崩壊特別区域	3
栄浜地区		5
元和地区		2
三ツ谷地区	土石流警戒・急傾斜地崩壊特別区域	3
花磯地区	土石流警戒・急傾斜地崩壊特別区域	4
豊浜地区	土石流警戒・急傾斜地崩壊特別・地すべり警戒区域	8



(出典：乙部町地域防災計画)



(出典：乙部町防災ハンドブック)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

乙部町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると北海道南西部地域では2個の断層帯（黒松内低地断層帯、函館平野西緑断層帯）による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「黒松内低地断層帯」となっており、マグニチュード7強の地震が想定され、今後30年以内の発生確率が5%以下となっている。

また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の加工製造の停止や廃棄、物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

地震	マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
黒松内低地断層帯	7.3程度以上	2%~5%以下
函館平野西緑断層帯	7.0~7.5程度	ほぼ0%~1%

(出典：地震調査研究推進本部 算定基準日：2020年1月1日)

(その他)

当町では、これまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。特に平成10年5月に日本海で発達した低気圧により、1日総雨量229mmと観測史上最多の降雨で、多大な被害を及ぼした。家屋では床上・床下浸水や漁業の養殖施設冠水など15億4千万円を超える災害となった。

なお、当町の気候は対馬暖流の影響を受け、5月から10月の平均気温は約17度で北海道の中でも比較的温暖である。

冬期間は北西の強い季節風に見舞われますが、積雪は0.5メートルから1.2メートルと比較的少なめな環境である。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害総額
S62.9.1	風水害	台風12から変わった低気圧 最大風速23.7m/s	全壊3棟 半壊9棟 一部破損32棟 床上上下浸水14棟	畑665ha 農業施設27	道路6 河川8	漁港2 漁船174 水産施設209 商業施設6 その他6	10億 7,779万円
H5.7.12	地震	北海道南西沖地震 マグニチュード7.8 震度5	全壊2棟 半壊22棟 一部破損115棟	水田11 農業施設54	道路16 河川2	漁港2 漁船23 商業施設81 工業施設2 その他公共施設他	31億 3,407万円
H10.5.2	水害	総雨量229mm	全壊1棟 半壊1棟 一部破損2棟	農地2.8ha 農業施設76	道路17 河川35	水産共同施設3 民有林13 その他	15億 4,288万円

(出典：乙部町地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 151人 (独自データ)
- ・小規模事業者数 145人 (独自データ)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	31	29	町内に広く分散
	製 造 業	17	14	市街地に集中
	卸 売 業	4	4	〃
	小 売 業	46	45	町内に広く分散
	飲 食 業	11	11	市街地に集中
	サービス業・その他	42	42	〃

## (3) これまでの取組

### 1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
乙部町防災会議条例	S.38	S59. 12月、H12. 3月改定
乙部町地域防災計画	S.38	S38.4～5回更新(S41.S60.H12.H16.H28) R2. 10月 防災ハンドブック全戸配布
防災協定の締結	—	他自治体、各種機関、企業との協定締結
防災訓練の実施	年数回	町内会、各民間企業にて実施
防災無線機の整備	H 8.1 R2.10	個別受信機全戸設置 個別受信機更新 全戸設置
防災備品の備蓄①	—	備蓄食料 (水・缶パン等) 発電機、暖房など防災資機材の備蓄
防災備品の備蓄②	年1回	発電・蓄電機材や非常食など期限の確認し都度入れ替え

### 2) 当商工会の取組

当会のこれまでの取組としては、災害復旧貸付制度の周知に留まり、具体的な事業継続計画の策定や損害保険への加入促進等について積極的な取組を行っていなかった。

組織内における緊急時の体制や取組内容・関係機関との連携協力体制等が構築されていなかったことから、企業支援体制・内容等の見直しが必要であった。

## 2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地域内小規模事業者に対し感染症対策の周知は行っているが、予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知が十分にされていない。また、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性についても十分に周知されていない。

## 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	31	29	1	1	1	1	1
製造業	17	14	0	1	0	1	0
卸売業	4	4	0	0	1	0	0
小売業	46	45	2	1	2	1	2
飲食業	11	11	0	1	0	1	0
サービス業・その他	42	42	2	1	1	1	2
合計	151	145	5	5	5	5	5

※策定目標については、土砂災害警戒区域の小規模事業者（73者）を優先し、各業種を考慮したうえで、概ね3期（15年）で土砂災害警戒区域内の全事業者が選定するよう設定した。

- ・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
計画の作成支援	地区内小規模事業者に実効性のある計画作成指導及び助言	個社支援	延べ年5回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

#### 4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

乙部町	乙部町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関して業種別ガイドランに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と提携している損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

## エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（1事業所 年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	31	29	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造業	17	14	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
卸売業	4	4	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
小売業	46	45	2	1	2	1	2	2	1	2	1	2
飲食業	11	11	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
サービス業・その他	42	42	2	1	1	1	2	2	1	1	1	2
合計	151	145	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

- ・事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

## オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会が入居するプラザおとべ防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	乙部町産業課商工観光係

## カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業観光課と協議し、策定する。

## (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

## ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）  
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

## イ. 応急対策の方針決定

- ・乙部町災害対策本部の方針に従い、当町産業課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報を当会と当町で共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の10%程度の事業所で「屋根が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。(連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じていると想定)</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の1%程度の事業所で「屋根が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報はない。</li> </ul>

- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員 補助員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・新型インフルエンザ等については、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

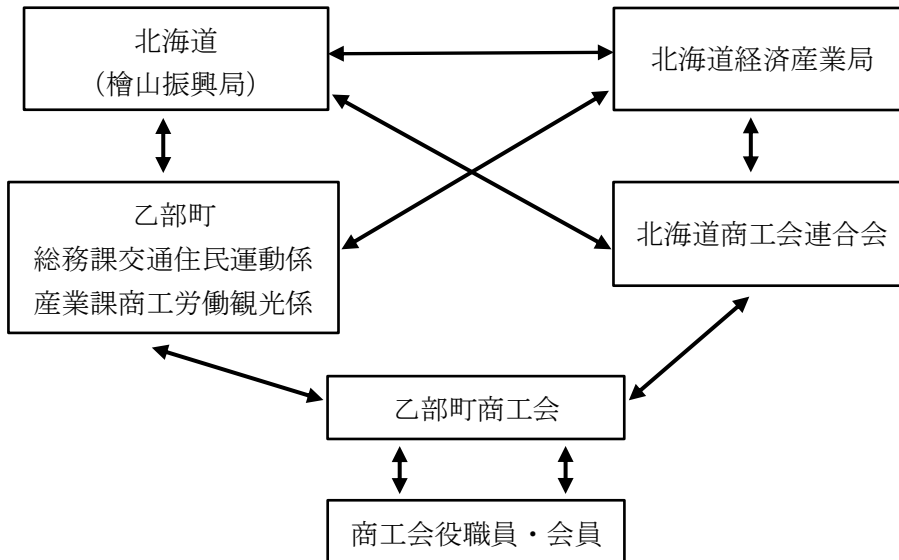
### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。

- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、檜山振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況 (建物・機械設備・商品など詳細に記載)
1				
2				
3				

- ・災害情報等報告取扱要領の報告方法



#### (4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### (5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・乙部町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

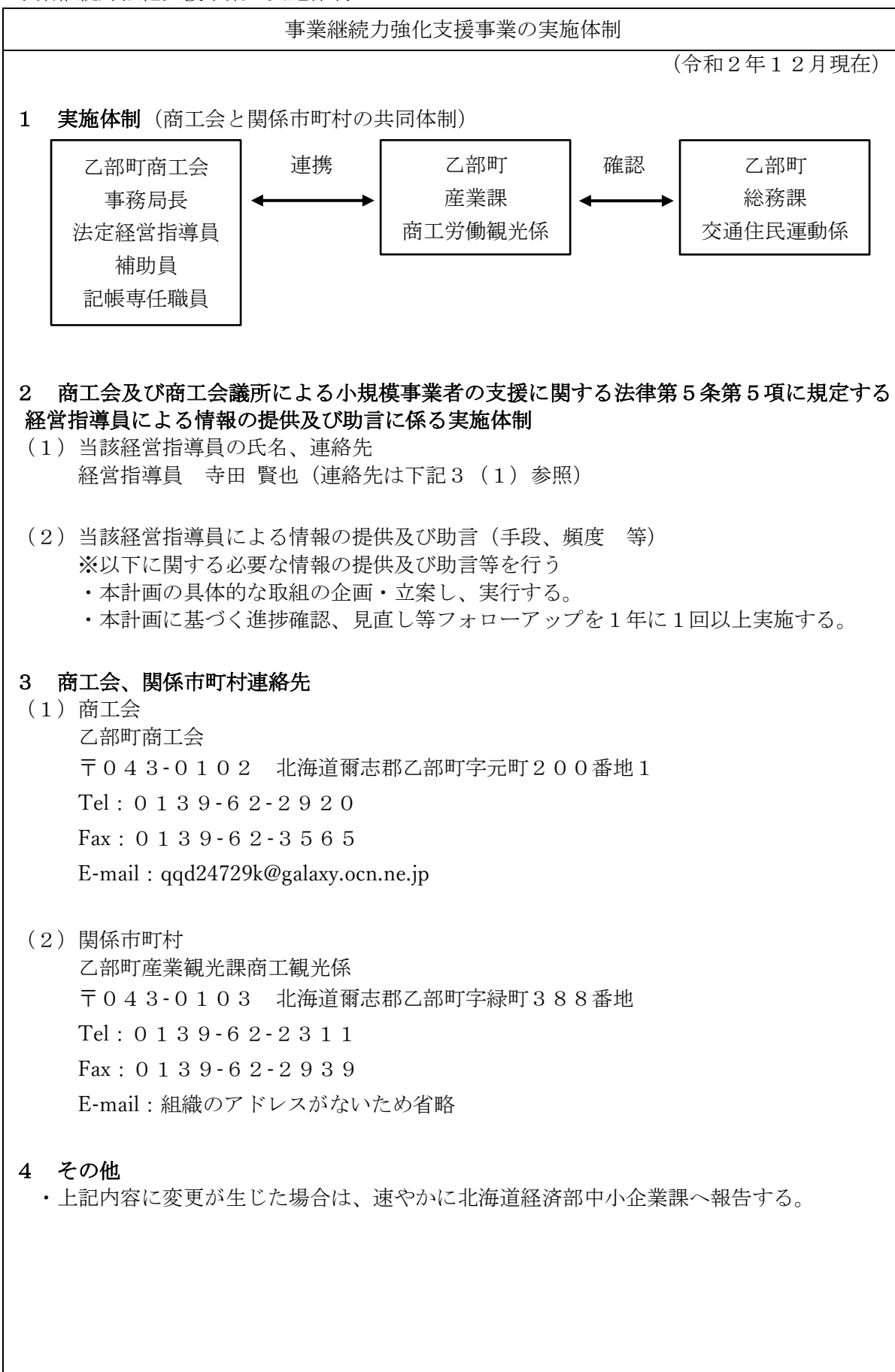
#### (6) その他

- ・本計画は、乙部町・乙部町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。



(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

## 1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	128	128	128	128	128
・ 専門家派遣費	68	68	68	68	68
・ セミナー開催費	0	0	0	0	0
・ パンプ、チラシ作成費	30	30	30	30	30
・ 防災、感染症対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

## 2 調達方法

調達方法
会費収入、乙部町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。